

## 会議録（要旨）

### 1 日 時

令和3年8月5日(木) 午後7時00分～午後8時00分

### 2 会 場

文化センターさざ波

### 3 会議及び用務

湧別町保育所等再編に向けた説明会（湧別会場）

### 4 出席者

参加者26名

託児利用児童1名

健康こども課 課長 星 義孝、主幹 牧村 宣幸、保育所長 伊藤 智恵子  
主査 坂田 桂樹

託児担当職員

湧別保育所 篠原 孔子 主任、上湧別保育所 佐々木 まい

### 5 結果要旨

牧村 主幹 説明会進行の確認  
開会あいさつ、資料説明、質疑応答、閉会の順で行うことを説明。

星 課長 開会挨拶を行う。  
参加職員 自己紹介を行う。

星 課長 資料により再編等の経過等について説明を行う。  
質疑応答

質問 統合の時期を1年間延長したが、その間に十分中湧別、上湧別地区の保護者に理解いただいたのか。

- 回答 そのように理解しています。
- 昨年の説明会の後、保護者から統合は1年後にしてほしいと要望がありました。昨日、中湧別で説明会を開催しています。要望をいただいた保護者の皆さんも説明会に来ていただいています。1年遅らせて統合と民営化ということに反対という意見は出てきませんでした。詳細な部分、児童の持ち物だとかは、質問がありましたが、統合と民営化にはご理解いただいたと考えております。
- 質問 8時30分から16時30分の受け入れ時間を超えて保育所を利用すると延長保育料がかかるのか。
- 回答 今、3歳以上の児童は保育料をいただいません。2号認定の保育短時間認定、就労であれば就労時間が月の就労時間が48時間以上120時間が保育短時間で認定して、その方は保育所を利用できるのが8時30分から16時30分になります。その時間を超えて保育所を利用するときは、延長保育料をいただく方向で今のところ考えています。
- 保育認定については、就労時間によって保育短時間と保育標準時間があります。保育短時間の方が、その利用時間の前後に保育所を利用するときは、料金をいただきます。通常のフルタイムで働いている方は、標準時間認定になりますので、その場合は7時30分から18時30分保育所を利用することができます。
- 質問 湧別保育所で、2号認定と3号認定の子どもを保育してもらっているが、子どもが生まれたばかりで、生まれたばかりの子をもう少し家で見たいので、2号認定、3号認定の子どもを1号認定にしたいのですが、その場合は申請を別に行うのか。
- 回答 認定の手続きについては、お父さん、お母さんが妊娠出産で仕事をしないとき、家で保育ができるので、教育認定に変更してほしい。というときは、認定の変更の届出を出していただきます。今、認定申請書を出してもらっているんですけども、変更の申請があるので、出していただいて、教育認定に変更することはできます。ただし、3号認定の3歳未満の方については、1号認定ができないので、満3歳以上はできるんですけども、細かい部分は個別にご相談いただければと思います。変更届を出せば、保育認定から教育認定への変更はできます。
- 質問 1号認定になったときは、湧別保育所でも保育時間は8時30分から14時45分になるのでしょうか。
- 回答 ここにお示しした保育時間は協議中のものです。みのり幼稚園の保育時間が8時30分から14時45分ですので、そのように載せていますが、基本それくらいの時間、もう少し短くなるかもしれませんが、そのように考えています。
- 先ほどから、1号、2号、3号と話をしていますが、資料3ページ

の下の方に中身が書いてあります。1号は保護者の方が働かないで幼稚園に行っている子ども、2号が3歳以上の両親が働いているなどで保育所に行っている子ども、3号が3歳未満でお父さん、お母さんが働いているなどしている方ということでご理解いただければと思います。

途中で1号認定したいということですが、従来の保育所であれば1号認定になった段階で幼稚園を探さなければならないということになりますけれども、認定こども園であれば保育所型でありまして1号認定こどもをそのまま受け入れることができるという形で一つの施設で1号から3号まで受け入れることが可能ということで、ご理解いただきたいと思います。

質問 認定が必要となるということは、年に一度そういうものを提出して認定してもらうということなのか。

回答 今、保育所等に入っている方は、気付いていないかもしれませんがけれども、教育・保育認定申請をまず出してもらって、11月・12月に現況届というものを提出してもらっています。認定申請書の際に認定を行った通知はしています。満3歳以上の方であれば、保育所を退所される日まで、認定はされていて、その後1年に1回は現況を確認するというので、現況届を出していただいて、就労の状況であるとか、保育が必要な理由、お父さんお母さんの内1人が働いていて、1人が病気で保育ができないという場合でも保育所には入れますから、そういう現況届というのを年に1回出していただくという形で、認定の中身を確認していくということになっています。

質問 職業柄、夏は忙しくて、冬は仕事が落ち着くので、認定の時期によって、届出等に記載する内容が変わると思うが、その内容で認定が変わると短時間保育なのか、標準保育時間のどちらになるのか、そのときで決まるということか。

回答 基本的には、働いている方は就労証明を出していただくので、その証明書を標準的な就労時間で出していただくという形で考えています。その他に特別な事情があるときは、その旨を申立書に書いて出していただくという形で考えています。標準的な就労証明書を出していただいて、それに基づいて認定します。短時間認定されても、就労時間が長くなるときに申請をしていただいて、標準時間に変更することは可能です。

星課長 今回の保育所再編については、上湧別保育所と中湧別保育所がなくなって、みのり幼稚園が中湧別保育所の施設を使って認定こども園を運営します。そうすると、上湧別保育所と中湧別保育所の職員が余るのではないかと考えられると思います。その辺について説明させていただきます。現在、上湧別保育所では、通常5名くらいの保育士、中湧別保育では10名くらいの保育士が働いています。この保育士については、簡単に言うとみのり幼稚園の運営になりますか

ら、みのり幼稚園で保育士を確保できれば、今、上湧別保育所・中湧別保育所で働いている保育士はいらなくなります。しかし、この再編を機会に、保育時間の拡大をしています。この保育時間を拡大するためには、保育士の人数を増やす必要があります。その分に充てる人員という形で考えている部分と公私連携という部分でみのり幼稚園も6人の教諭がいますが、中湧別保育所を新しい認定こども園として運営していくには、15名程度の保育教諭が必要になります。現在6名ですから10人から9人が足りない訳ですけども、先ほど説明した仮協定の中で、軌道に乗るまで町が職員を応援する形で、町が職員を派遣することを検討しています。上湧別保育所と中湧別保育所の保育士で余剰となる人数、時間の拡大によって必要となる部分を除いて、できるだけ、今の臨時職員の方をみのり幼稚園の方に雇っていただくような形で、これから調整をしていきます。これについては、働く方の意志も尊重しなければなりませんし、給与関係の部分もこれから調整していく予定です。上湧別保育所と中湧別保育所がなくなるから、保育士が余るということではなくて、その部分でサービスを拡大させていただくことでご理解をいただきたいと思います。

牧村主幹

資料の方にはありませんが、保育所の保育時間が午後6時00分までというのを来年4月からは午後6時30分までにするということで今、執り進めています。児童センターの方も今のところ午後6時までなんですけど、保育所に合わせて6時30分まで開館時間を延長するように、今、執り進めています。昨日の中湧別文化センターTOMの説明会でも児童センターについて質問があったんですが、夏休み、冬休みの学校が休みのときにお父さん、お母さんが仕事があるといときに朝早くから児童センターは開かないのかというご質問をいただきました。今のところ職員配置の関係もあって、児童センターは開館時間は9時からのままということで考えております。ただ、そのようなご要望があるということは分かっているので、方法について検討は続けて何らかの形で、保護者さんのご要望に応えることができないかということでは、検討は続けて参りたいと思います。

質問

令和4年の4月の児童数の見込みが載っていて、1号、2号、3号で、1号と2号・3号によって午後からの教育カリキュラムが違が出てくるとは思いますが、湧別保育所だったら、1号が4名と2号・3号が71名というところで、色々な行事等も一緒にやるなどあると思いますが、午前の合同でやる部分は一緒にやるとかになると思うんですけども、これから数年後のバランスがよくなるのか、みのり幼稚園の1号認定こどもが湧別に来たらみのり幼稚園の1号認定は減るのではないかとか、色々なことが考えられると思いますが、その辺の見通しというか、5年・6年・7年後にどういうバランスになるかということが気になるので、その辺を教えてください。

回答

みのり幼稚園は、資料では4月の在籍人数が27人となっています

が、今は32人います。32人の内、1号認定は受けているんですけども、実際はお父さん、お母さん結構仕事をなさっていて、他の給付、仕事をしていれば、みのり幼稚園の預かり保育の助成を受けられるという認定を受けている方が32人の内の半分は実際働किながらみのり幼稚園に預けているという方が半分いらっしゃいます。ということは、そういう方は保育所の2号認定も受けられるということなので、みのり幼稚園でいくと教育認定という方は16人くらいになります。資料では、今のみのり幼稚園の人数とその兄弟が1号認定になれば、こうなるだろうということで予想人数をたてています。今はこうなんですけれども、これから4月までの間に働いたりする方もいる訳で、見通しがあるのかという質問ですが幼稚園の1号認定は毎年予想が立たないです。みのり幼稚園に確認しても毎年波がすごくあるので、見通しが立たないということを申し上げます。日課の関係です。資料では6ページにモデルが出ていますが、今、湧別保育所は午前日課は自由遊びが多くて、昼から、リトミック、歌、体育活動をやっている形になります。来年4月から1号認定を入れるので、その日課については、見直して午前中に歌だとか教育的な活動を必ず入れることができるように変更する予定です。内容は保育所内部で検討しています。今、湧別保育所では午後活動が教育的活動が中心になっていますが、その辺が午前と午後入れ替わって午後が自由遊びが多くなるということです。決まりましたら入所説明会等で日課の方もご説明したいと考えておりますので、今の段階ではそういうふうに進めているということでご理解いただきたいと思います。

- 質問 芭露キッズは体育館の閉館時間に合わせて週に2回くらい5時45分まででしまってしまう日があるんですけども、児童センターの閉会を午後6時30分に変更することを検討しているのであれば、芭露キッズの閉館時間も変更になるのか。芭露畜産研修センターが5時45分で閉まる日が週に2日くらいある。
- 回答 施設の開館時間と調整が必要な部分については、検討させていただいて、建物的には指定管理で管理しているので、教育委員会社会教育課とも相談させていただいて、実態を確認してなるべくご希望に添えるような形で検討を進めたいと思います。
- 質問 芭露保育所の建物は、昭和54年に建設されて、43年経過している。対処療法的に修繕等の対応してきている。子ども達の保育環境が町内で同じようにできればいいと考えていますので、なるべく早期に芭露保育所を建て替えできるような検討をお願いします。
- 回答 要望として受け止めます。既に芭露の保護者の皆さん、自治会を通じて、同じ要望をいただいておりますので、担当としても町長から要望の内容について検討するよう指示を受けています。こちらについては、申し訳ありませんが多少の年数がかかることご理解いただきたいと思います。現在、説明会を開いているように初めて、湧別

町に認定こどもを開設するということで、それも統合という、再編をしながらの取り組みとなっています。様子を見ながら芭露地区の保育所についても、現段階でも芭露地区は他の地区と違うという認識をもっていますので、その辺を踏まえて時期的にはお約束できませんけれども、地域住民の方とお話をしながら、進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

牧村 主幹     これで説明会を終了します。何かご質問、ご意見ありましたら、健康こども課児童支援グループにお問い合わせください。

星 課長       閉会挨拶を行い終了した。